

## GREEN×EXPO 2027 市出展施設ユニフォーム制作に向けた 衣類回収に関する広報チラシの掲示について【掲示依頼】

### 1 事業の趣旨

市民の皆様のさらなる脱炭素行動に繋げる「衣類分野の横浜型循環型社会の形成」を目指し、協働事業者とともに取組を進めています。

今回、市民の皆様から不要となった衣類を回収し、その衣類を原料として GREEN×EXPO 2027 の横浜市出展施設のスタッフユニフォームに再生する取組を開始しました。

つきましては、取組実施について、引き続き御理解・御協力いただくとともに、自治会町内会掲示板でのチラシ掲出による広報協力をお願い致します。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

自治会町内会の掲示板への掲出をお願いします。

### 3 衣類回収の概要

回収拠点にオリジナル回収ボックスを設置し、衣類を回収します。

ただし、一部民間施設では、施設独自で取り組んでいる既存の衣類回収ボックスを活用します。

・回収期間 3月31日（火）まで

・回収対象 洗濯してあり、乾いている衣類（T シャツ・シャツ・ボトムなど）で  
ポリエステル100%、綿100%素材のもの

※その他の素材（混紡素材）の衣類が回収された場合は、リユース・リサイクル等適切に活用予定です。

・回収拠点 各区区庁舎・市庁舎・市立図書館・民間施設等（詳細は別紙参照）

### 4 チラシについて

・添付のチラシ（A4サイズ）を各自治会町内会掲示板で掲出をお願い致します。

・お手数ですが、回収期限（3月31日）まで掲示をお願いします。

・チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、その際は、脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課（Tel.045-671-2661）宛てに御相談ください。

## 衣類回収拠点一覧

&lt;別紙&gt;

No	拠点名	区名	所在地
1	各区庁舎	-	-
2	市庁舎	中区	本町6-50-10
3	市立図書館	-	-
4	無印良品 港南台バース	港南区	港南台3-1-3 B1F
5	無印良品 C o l e t t e ・ M a r e みなとみらい	中区	桜木町1-1-7 4 F
6	無印良品 N E W o M a n Y O K O H A M A	西区	南幸1-1-1 7 F
7	無印良品 フォルテ横浜川和	都筑区	川和町3030 2 F
8	無印良品500 星天q l a y	保土ヶ谷区	星川一丁目1-1 2 F
9	無印良品 イオン金沢八景	金沢区	泥亀1-27-1 1 F
10	無印良品 ゆめが丘ソラトス	泉区	ゆめが丘31
11	無印良品 青葉台東急スクエア	青葉区	青葉台2-1-1 South- 1 本館 3 F
12	するーぶ ランドマークタワー2階	西区	みなとみらい2-2-1
13	するーぶ クイーンズA棟 1F	西区	みなとみらい2-3-1
14	するーぶ MARK IS みなとみらい	西区	みなとみらい3丁目5-1
15	するーぶ chilink	西区	みなとみらい5丁目1-2 横浜シンフォステージ イーストタワー 3 F
16	するーぶ 京急ミュージアム	西区	高島1-2-8 京急グループ本社1F
17	するーぶ ゆめが丘ソラトス 1F	泉区	ゆめが丘31
18	するーぶ 相鉄ジョイナス横浜 3 F	西区	南幸1-5-1
19	するーぶ ジョイナステラス二俣川 3 F	旭区	二俣川2-50-14
20	横浜国立大学 キャンパス	保土ヶ谷区	常盤台79-5
21	AOKI 横浜港北総本店	都筑区	葛が谷6-56
22	AOKI 横浜すみれが丘店	都筑区	牛久保1-19-5
23	AOKI 横浜鶴見西口店	鶴見区	豊岡町16-2
24	AOKI 横浜片倉町店	神奈川区	片倉3-1-8
25	AOKI 横浜みなとみらい店	西区	みなとみらい4-5-1
26	AOKI 横浜弘明寺店	南区	六ツ川1-190-5
27	AOKI 横浜金沢文庫店	金沢区	釜利谷東2-5-5
28	AOKI 横浜大倉山店	港北区	大豆戸町80
29	AOKI 横浜綱島東店	港北区	綱島東2-6-61
30	AOKI 横浜港南台店	港南区	港南台6-12-2
31	AOKI 横浜日野店	港南区	日野中央1-17-12
32	AOKI 横浜鶴ヶ峰店	旭区	鶴ヶ峰本町2-44-2
33	AOKI 横浜三ツ境店	瀬谷区	二ツ橋町163
34	AOKI 横浜緑園都市店	泉区	緑園7-7-3
35	AOKI 横浜山手台店	泉区	領家3-1-1
36	AOKI サイズマックスいずみ中央店	泉区	和泉中央北4-30-1 プレミール中央 1F
37	AOKI 横浜青葉台店	青葉区	青葉台2-8-20
38	あいおいニッセイ同和損害保険 (株) 横浜支店	中区	本町 5 丁目48 あいおいニッセイ同和損保 横浜ビル
39	日本生命保険相互会社 横浜北支社	西区	北幸2 - 8 - 4 横浜西口 K N ビル15階

# GREEN×EXPO 2027

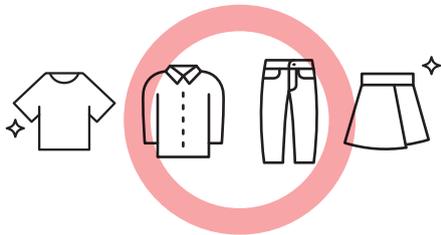
ユニフォームをみんなで作ろう!

## 不要となった衣類を回収しています!

皆様から回収した衣類をリサイクル技術によりGREEN×EXPO 2027の横浜市出展施設のユニフォーム素材として活用します。

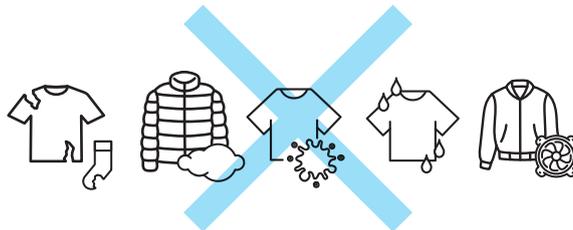
### 回収できるもの

乾いている衣類  
(Tシャツ・シャツ・ボトムなど)で  
ポリエステル100%、  
綿100%素材のもの



### 回収できないもの

濡れた服、汚れた服、破れた服、  
わたが入っている服、  
ファン付作業服



上記の素材以外の衣類についても回収後はリユース・リサイクルに活用します

### 回収期間

～令和8年3月31日(火)

### 回収拠点 (令和8年1月16日時点、随時拡大予定)

- ・横浜市庁舎・区庁舎・横浜市立図書館
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株) 横浜支店・AOKI市内全店舗
- ・JGC Digital(株)(するーぶ)・日本生命保険相互会社 横浜北支社
- ・無印良品市内一部店舗・横浜国立大学 キャンパス内

お問い合わせ先 右のフォームより、お問い合わせください。

所管 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課

回収拠点の  
最新情報は  
こちらから



お問い合わせは  
こちらから



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会  
2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

1 国際園芸博覧会の趣旨

国際的な園芸・造園の振興や花と緑あふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献

2 テーマ

幸せをつくる明日の風景

3 開催場所

旧上瀬谷通信施設 (横浜市瀬谷区・旭区)



「GREEN×EXPO 2027 パンフレット」  
(公社) 2027年国際園芸博覧会協会 より

4 開催期間

2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)

5 博覧会区域

約 100 ha (うち会場区域 80 ha)

6 クラス

A1 (最上位) クラス (AIPH承認+BIE認定)

※ 1990年大阪国際花と緑の博覧会「大阪花の万博」以来37年ぶり

7 参加者数

1,500万人

- ・地域連携やICT(情報通信技術)活用などの多様な参加形態を含む
- ・有料来場者数: 1000万人以上

8 全体イメージ



「GREEN×EXPO 2027 チラシ」(公社) 2027年国際園芸博覧会協会 より

1 概要

グリーン社会の実現に向け、GREEN×EXPO 2027 をきっかけに「市民の行動変容」「事業者の行動変容」「イノベーション」「市役所の率先行動」の4つの柱で、循環型社会に向けた取組やカーボンニュートラルの推進を加速します。

開催地出展では、地球と生きる準備をしようを出展の発信メッセージとし、2つの発信拠点において『地球と生きる持続可能な暮らし、社会、環境の体験の提供』及び『会場をフィールドとしたグリーンイノベーションの発信』を行います。

(1) 建物空間を活用した発信拠点

- ・概要: 未来に向けて挑戦する市民・企業と皆様と共に、環境と共生する社会の実現に向けたアクションを作り出す
- ・位置: Urban GX Village 内 (右図参照)
- ・敷地面積: 約 3,000 m<sup>2</sup>、建物面積: 約 1,400 m<sup>2</sup>

(2) 横浜市民活動フィールド (フィールドを活用した活動拠点)

- ・概要: 「地球と共に生きる」を人と自然との関わりから実践
- ・位置: SATOYAMA Village 内 (右図参照)
- ・敷地面積: 約 10,000 m<sup>2</sup>



● 建物空間を活用した発信拠点の全体像

市民と共に発信

これからのライフスタイル

企業と共に発信

未来を変えるテクノロジー



● 横浜市民活動フィールド (フィールドを活用した活動拠点) の全体像

環境活動団体が活躍する場

<横浜市民が活動・活躍し、スモールアクションから地球と生きるを体験する>

- ・人と自然が共存する暮らしを学ぶ  
(横浜の花き園芸文化、生物多様性、発生材・廃棄物利用、コンポスト発電、健康、コミュニティなど)  
⇒ 体験型講習会、ワークショップ、イベント 等
- ・横浜の虫・蝶・鳥がやってくるフィールドづくり  
(インセクトハウス、バタフライガーデン、生き物調査)
- ・環境活動団体などによる市内産花苗を活用した美しいバイオガーデンづくり  
(市民ボランティアによる植付や管理)
- ・花緑のガイドプログラム



## 1 テーマ

### 環境活動団体が活躍する場

＜横浜市民が活動・活躍し、スモールアクションから地球とともに生きるを体験する＞

市内で活躍する多くの環境活動団体の方々を中心に、これまでの取組に環境や生物多様性・環境の視点（地球とともに生きることへの気づき）を加えた「環境活動」を様々な参加を通して、体験し、学び、発信していただくとともに、新しい仲間との交流を生み出す場をつくり出します。EXPO のその先へ——EXPO を契機として環共社会の実現に向けたそれぞれの地域で環境活動が実践され、環境活動が地域へ浸透することで、“地球人も well-being” になる未来の風景につなげます。

（イメージ）



## 2 実施内容

### (1) 会場をつくる

活動団体の方々が会場整備に参加し、日々育まれていく「地球とともに生きる」を実感できるフィールド  
 美しいだけでなく、横浜の虫や蝶など多くの生き物が訪れる自然のチカラを生かしたサステナブルな空間

#市民による会場づくり #ネイチャーポジティブな要素 #持続可能性を大切に

### (2) 会場を運営する・発信する・仲間とつながる

活動団体の方々が、横浜市民活動フィールドを運営・発信し、盛り上げるキャストとして参加  
 これまで培ってきた取組を発信するとともに、新しい仲間とのつながりが新たな活動へつながっていく

#共に盛り上げる #取組の発信 #コミュニティづくり

### (3) プログラム（楽しむチャレンジする・触れる感じる・みんなでやってみる・知る学ぶ）

来場者が五感で感じるプログラム（展示、ツアー、WS、講習等）に参加し、行動変容へつなげる  
 自然の持つチカラを再発見・体験するとともに、自然を育み、自然と楽しむプログラムを展開

#五感で感じるプログラム #自然の持つ力を再発見・体験 #自然を育み、自然と楽しむ

（イメージ）



GREEN×EXPO 2027 における開催地出展に関する実行委員会委員の推薦依頼について【委員推薦依頼】

1 趣旨

みどり環境局では、令和 9 年に開催される GREEN×EXPO 2027 の会場内において、開催地出展として、公園愛護会等、横浜の環境活動団体の皆様をはじめとした市民が活躍する場「横浜市民フィールド」の整備を検討しています。

GREEN×EXPO 2027 の期間中には市民だけではなく、世界中から多くの来場者を見込んでおり、関係各位と共に本事業の実施運営を円滑に進めるため、「GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会」の設立を予定しています。

つきましては、実行委員会へのご参画につき、横浜市町内会連合会から委員をご推薦賜りますようお願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】委員 1 名の推薦を依頼します。

3 推薦依頼人数

1 名

4 実行委員会概要

(1) 構成

環境活動団体代表、自治会町内会の代表、行政関係者 等

(2) 任期

実行委員会設立の日から解散の日まで（令和 8 年 1 月から令和 9 年 12 月末頃までを予定）

(3) 委員会（総会）の開催回数

3 回程度を予定

実施時期	検討事項
第 1 回（令和 8 年 1 月ごろ）	実行委員会設立、会則・要綱等の制定、令和 8 年度予算案・事業計画案の決定、実行委員会の業務の内容 等
第 2 回（令和 9 年 3 月ごろ）	令和 9 年度予算案・事業計画案の決定、令和 8 年度決算の承認、開催方法等決定 等
第 3 回（令和 9 年 12 月ごろ）	開催結果報告、令和 9 年度予算の決算、実行委員会解散 等

(4) 実施内容

会場整備、会場運営、プログラム企画

（事務局（横浜市みどり環境局）が実施）

みどり環境局戦略企画課  
担当 関根、鈴木  
電話 045-671-2891 / FAX 045-550-4093  
メール mk-kikaku@city.yokohama.lg.jp

## GREEN×EXPO 2027 機運醸成の取組について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の入場チケットの券種及び価格が決まりましたのでお知らせいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 チケット概要

- ・前売チケット 1日券 大人4,900円、小人1,400円
- ・会期中販売チケット 1日券 大人5,500円、小人1,500円

前売チケットは、2026年3月の発売を目指しています。詳細は、2026年春頃に公表される予定です。

また、2027年の開催に向けて、GREEN×EXPO 2027に関する様々な新しい情報について、協会公式Webサイトや公式SNS等で順次発信されます。

※その他の券種と価格については、別添資料参照

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
担当 中島、橋本  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

## NEWS RELEASE

報道関係者各位

2025年12月5日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

# GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会) 入場チケットの券種及び価格について



GREEN×EXPO 2027 会場イメージ

このたび政府の了承を受け、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の入場チケットの券種及び価格が決まりましたのでお知らせいたします。

<b>前売チケット</b>	<b>1日券</b>	<b>大人4,900円、小人1,400円</b>
<b>会期中販売チケット</b>	<b>1日券</b>	<b>大人5,500円、小人1,500円</b>

前売チケットは、2026年3月の発売を目指しています。詳細は、2026年春頃に公表する予定です。また、2027年の開催に向けて、GREEN×EXPO 2027に関する様々な新しい情報を協会公式Webサイトや公式SNS等で順次発信して参ります。

## 入場チケットの券種・価格

- ・会期中いつでも1回入場できる1日券
- ・夜から入場できる夜間券
- ・障がい者手帳をお持ちの方の特別割引券
- ・会期中に何度も入場できる通期パス
- ・夏期間に何度も入場できる夏パス
- ・一般や学校の団体に来場される方のための団体割引券

項目	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)	
前売チケット	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円	
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円	
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回 入場可	3,500円	1,900円	900円	
前売・会期中 販売 チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方お よび同伴者1名が購入可能で、会 期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円	
	複数回 入場パス	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
		夏パス	夏の決まった期間 (7/1~8/31) に何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
	団 体	一般団体割引券	15名以上の一般団体が会期中 いつでも1回同時入場可	5,200円	3,100円	1,400円
				高校生	中学生 小学生・園児	
学校団体割引券		学校団体が会期中いつでも1回 同時入場可		1,700円	900円	

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途100円(税込み)をいただく予定です。)

※3歳以下の方は無料となります。

※前売チケットの販売は2027年3月18日までとなります。

## チケット販売開始時期

・2026年3月（予定）

## チケット販売方法

・2027年国際園芸博覧会公式チケット販売サイトを通じて販売します。また、旅行代理店や各種プレイガイド等のGREEN×EXPO協会が指定する販売事業者による販売も実施予定です。

---

### 本件に関するお問い合わせ先

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会） 機運醸成部 機運醸成課  
（担当：太田、中山）

Tel：045-307-2031

---

### GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロリーナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	<a href="https://expo2027yokohama.or.jp/">https://expo2027yokohama.or.jp/</a>



公式マスコットキャラクター  
「トゥンクトゥンク」

## 「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」の公表と パブリックコメントの実施について【事業説明】

### 1 趣旨

横浜市では、2026（令和 8）年度から 2029（令和 11）年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を進めています。

2025（令和 7）年 9 月に「新たな中期計画の基本的方向」を公表し、9 月の市連会・区連会で市民意見募集の周知についてご協力をお願いさせていただき、大変多くのご意見をいただくことができました。改めてお礼申し上げます。

これらのご意見等を踏まえ、「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」を策定し、12 月 3 日（水）に公表しました。

この「素案」に対するパブリックコメントを 1 月 5 日（月）から 2 月 27 日（金）まで行います。地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、各区連会 1 月定例会で各自治会への周知をお願いしたいと考えております。

パブリックコメントの実施にあたっては、広報よこはま 1 月号への記事掲載や、各区役所 広報相談係などで「素案」の概要版リーフレットの配布などを行っておりますので、あわせてお知らせします。

今後、多くの市民の皆様の意見を踏まえて、2026（令和 8）年 5 月頃に「原案」を策定します。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 内容

単位会長あてに概要版リーフレットを送付します。詳細は別添をご参照ください。

【概要版リーフレットの掲載内容】

・「横浜市中期計画 2026～2029（素案）」の概要

・パブリックコメントの実施

実施期間：令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

提出方法：以下の方法でご意見をお寄せください。

- ・横浜市電子申請・届出システム（右の二次元コードより）
- ・電子メール
- ・郵送
- ・FAX



#### 4 参考

新たな中期計画の策定スケジュール（予定）

2025（令和7）年12月3日（水） 素案の策定

広報よこはま  
1月号



素案に対するパブリックコメントの実施等  
（2026（令和8）年1月5日（月）～2月27日（金））

2026（令和8）年5月頃 原案の策定

策定した原案は議案として提出する予定です。

政策経営局経営戦略課  
担当 細谷、二階堂、井上  
電話 045-671-3477 /FAX 045-663-4613  
メール [ss-keiseisenryaku@city.yokohama.lg.jp](mailto:ss-keiseisenryaku@city.yokohama.lg.jp)

## ～未来の横浜を市民の皆様と一緒に作る～

## はじめに

横浜市は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を進めています。このたび、「横浜市中期計画2026～2029(素案)」をとりまとめました。市民目線の市政を基本に、現状の課題解決に取り組みながら、魅力ある横浜の未来を創造していきます。

## 計画の構成

## 共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に向けた戦略



## 戦略

## 市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしくいざいぎと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

世界をリードする都市として持続的に成長・発展することで未来に希望を抱くことのできる「選ばれるまち」を目指します

## 総合的な取組

## 14の政策群と33の施策群

(政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成)

## 横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた「明日をひらく都市プロジェクト」

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営を更に推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

## 市役所の改革

## 「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革) ～

## 市政運営の土台

## 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション ～

政策群	目指す姿	施策群
<p>1</p> <p>毎日の 安心・安全</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯対策の強化が進み、地域防犯力が向上し、犯罪が発生しにくい、誰もが安心して暮らせる環境が整っています。</li> <li>● 交通安全対策が進み、子どもから大人まで安心して出かけられる環境が整っています。</li> <li>● 計画的かつ効果的な老朽化対策・保全更新が進み、市民生活に欠かせないインフラ施設を誰もが安心して利用できる環境が整っています。</li> </ul>	<p>施策群 1</p> <p>防犯、歩行者の安心・安全</p> <p>施策群 2</p> <p>インフラ施設の安全確保</p>
<p>2</p> <p>防災・減災</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震防災戦略に基づき、自助・共助・公助の取組が一体的に進み、大規模地震に対して十分な備えができています。</li> <li>● 風水害のリスクに対し、ハード・ソフト両面の対策が進み、市民の命と財産を守る十分な備えができています。</li> </ul>	<p>施策群 3</p> <p>地震防災対策</p> <p>施策群 4</p> <p>風水害対策</p>
<p>3</p> <p>医療・保健</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 限られた資源を最大限活用し、最適な医療提供体制を構築することで、子どもから高齢者まで誰もが適切な医療を受けられ、本人・家族が安心して生活することができています。</li> <li>● 各種がん検診の受診者数の増加により、早期発見・早期治療を進め、がんと診断された方が、適切な医療を受け、安心して生活できる環境が実現しています。</li> <li>● 増加が見込まれる救急需要に対し、安定的な救急体制が確保できています。</li> <li>● 市民の生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりを通じて、市民の皆様が健やかな生活を送ることができています。</li> </ul>	<p>施策群 5</p> <p>医療・救急・保健</p>
<p>4</p> <p>子ども・ 子育て</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての子どもを社会全体で支えることで、未来を創る子ども一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会を創り出していく力が育まれています。</li> <li>● 子どもたちが、様々な遊びや学び、体験機会に接することで、自己肯定感を高められる環境が整っています。</li> <li>● 誰もが安心して出産・子育てができ、気持ちに余裕をもって子どもに向き合うことができています。</li> </ul>	<p>施策群 6</p> <p>子育て支援</p> <p>施策群 7</p> <p>保育・幼児教育</p> <p>施策群 8</p> <p>子どもの体験機会 づくりと居場所の充実</p> <p>施策群 9</p> <p>困難な状況にある 子ども・家庭への支援</p>
<p>5</p> <p>教育</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中学校全員給食を通じた食育の推進や学校施設の老朽化対策・快適性の向上など、誰もが安心して学べる環境を整えることで、より良い教育環境につながっています。</li> <li>● グローバルに活躍する児童生徒の育成に向けた、プログラムの充実・支援の仕組みが整っており、子どもたちの能力や意欲向上につながっています。</li> <li>● ICT活用指導力をはじめ、教職員自らが学び続ける姿勢で臨み、指導力が向上されることで、児童生徒の成長が図られています。</li> </ul>	<p>施策群 10</p> <p>教育環境の整備 (ソフト・ハード)</p> <p>施策群 11</p> <p>安心して生活できる 学びの環境づくり</p> <p>施策群 12</p> <p>学力の向上</p> <p>施策群 13</p> <p>教職員</p>

政策群	目指す姿	施策群
<p>6</p> <p>高齢・長寿</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の活躍・社会参画の機会が充実し、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支えあう地域づくりを進めます。</li> <li>●見守りの取組や地域での支え合いを推進し、住み慣れた地域で自らの意思で自分らしく暮らすことができます。</li> <li>●新たな担い手の参入促進、定着支援等を通じた人材確保や、DXを通じた業務改善などの働き方改革により、介護需要に対するサービスを持続的に提供することができます。</li> <li>●必要な施設・住まいの整備や、相談体制の充実を通じて、日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じたサービスの選択が可能となっています。</li> </ul>	<p>施策群14</p> <p>高齢者支援</p>
<p>7</p> <p>障害児・者</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児・者やその家族への支援を行うと共に、ソフト・ハードの両面からインクルーシブなまちづくりを進め、誰もが安心して暮らせる環境が整っています。</li> <li>●DX技術等の活用による体験機会・就労機会の拡充を通じて、自分らしさを発揮し、いきいきと生活ができています。</li> </ul>	<p>施策群15</p> <p>障害児・者支援</p>
<p>8</p> <p>暮らし・コミュニティ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で、共に支え合い、誰もが自分らしく活躍できている暮らしやすいまちが実現しています。</li> <li>●地域コミュニティが主体となって取り組む地域課題(防犯・防災や環境保全、子育て支援など)の解決に向けた活動が継続すると共に、自治会町内会など地域で活動する団体や人々、企業、学校などの多様な主体と連携する「協働による地域づくり」がより一層推進されています。</li> <li>●快適な環境の中で、誰もが一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしを実感しながら、安心して住み続けることができます。</li> </ul>	<p>施策群16</p> <p>地域の生活環境</p> <p>施策群17</p> <p>学び・交流を支える地域の情報拠点</p> <p>施策群18</p> <p>多文化共生</p> <p>施策群19</p> <p>困難を抱えた人の支援</p>
<p>9</p> <p>交通</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市域全体で地域公共交通が充実していると共に、快適に移動できる自転車・歩行者空間と、身近な移動手段が確保され、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちを実現しています。</li> <li>●まちづくりと一体となった交通ネットワークの構築や渋滞対策が進むことで、移動の利便性が高まり、市民生活や企業活動が活性化しています。</li> </ul>	<p>施策群20</p> <p>市民の移動手段の確保</p>
<p>10</p> <p>にぎわい・スポーツ・文化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ウォーターフロントを生かしたアーバンリゾートの魅力向上により、国内外から観光客を呼び込み、消費の拡大により地域経済が活性化され、活力・魅力のあるまちとなっています。</li> <li>●年齢や性別、障害の有無、家庭環境等に関わらず、市内の各地域で隔たりなく、誰もが、スポーツや文化活動に参加できる機会や楽しめる環境が充実し、また、それらを通じて共に認め、支えあうコミュニティが実現することで、市民が生活の質の向上を実感できています。</li> </ul>	<p>施策群21</p> <p>観光・MICE</p> <p>施策群22</p> <p>スポーツ</p> <p>施策群23</p> <p>文化芸術</p>

## 11

## 産業



- 戦略的な企業誘致により、市内への産業や機能の集積が進み、成長分野をはじめとして新たな雇用の創出や事業機会の拡大など、市内経済の持続的発展につながっています。
- スタートアップの創出・成長・立地により、雇用者数の増加や市内企業との協業が進み、市内経済の活性化につながっています。
- 中小・小規模事業者の経営基盤が強化されることで、事業継続や雇用維持が実現され、横浜経済の成長や活性化につながっています。
- グローバルサプライチェーンを支える国際基幹航路を維持・拡大し、横浜港の国際競争力の強化を推進すると共に、企業・物流拠点の立地促進を図り地域の新たな活性化の拠点が形成されています。

施策群24  
経済成長

施策群25  
地域産業

## 12

## まちづくり



- 都心部・臨海部では、世界に誇る水際線をはじめとする魅力が更に磨き上げられると共に、適正な土地利用誘導を通じて、都心臨海部や新横浜都心における業務・商業機能の集積や、京浜臨海部における産業機能の高度化が進み、より多くの人や企業を惹きつけるまちが形成されています。
- 郊外部では、鉄道駅周辺や住宅地等において、これまで以上に土地のポテンシャルが引き出され、地域の特色や資源を生かした魅力的なまちづくりが進められています。また、上瀬谷地区においては、GREEN×EXPO 2027開催後のまちづくりが進められています。

施策群26  
都心部・臨海部の  
まちづくり

施策群27  
郊外部のまちづくり

## 13

環境との  
共生

- 様々な脱炭素関連施策の展開により、市民・企業の環境意識の高まりを通じて脱炭素の取組が推進され、ハーフカーボンの達成が確実なものとなっています。
- GREEN×EXPO 2027の取組を通じて、ネイチャーベースドソリューションやサーキュラーエコノミーの考え方が浸透し、市民や事業者の皆様の行動変容につながるなど、新たなグリーン社会の実現に向けた具体的な環境行動が広がっています。
- 横浜らしいサーキュラーエコノミー施策が展開された結果、環境への影響を考慮して行動する市民が増えていると共に、市内産業の発展・育成につながっています。また、アジアを代表するグリーンシティとして、世界の環境政策、都市政策を先導しています。

施策群28  
カーボンニュートラル

施策群29  
GREEN×EXPO 2027

施策群30  
循環型社会に向けた取組

## 14

## みどり



- 「公園のまちヨコハマ」の推進や動物園のリニューアルによる魅力向上を進めることで、子どもを中心に多様な体験の場が創出されると共に、都市ブランド力の向上につながっています。
- 身近に農を実感できる機会が増えることにより、市民の皆様の豊かで潤いのある暮らしが実現しています。また、循環肥料の市内農地での活用など、都市と農地が近接している横浜市の特徴を生かした取組が進められています。
- 大気や水、土壌などの生活環境の保全に加え、樹林地や河川、海などの自然環境が保全されると共に、市街地でのみどりの創出が進み、市民の皆様が水辺やみどりを身近に感じられています。

施策群31  
公園・動物園

施策群32  
都市農業

施策群33  
みどりの保全と創出

「横浜市中期計画2026～2029(素案)」の  
詳細はホームページをご覧ください

横浜市中期計画2026～2029 素案 🔍





# 「横浜市中期計画2026～2029(素案)」 のパブリックコメントについて

## 募集期間

令和8年1月5日(月)から2月27日(金)まで

## ご意見の提出方法

### インターネット 入力フォーム

右の二次元コード(横浜市電子申請・届出システム)へ  
アクセスし、ご入力ください。

※インターネット入力フォームは、1月5日(月)からご利用できます。



### はがき

本リーフレットのはがきを切り取ってご利用ください。  
(切手不要、当日消印有効)

### 電子メール

ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp

### FAX

045-663-4613

※電子メール、FAXでご意見をお寄せいただく場合は、様式の定めはありませんが、「横浜市中期計画2026～2029(素案)」についてのご意見である旨を明記の上、本リーフレット内のはがきの設問項目の内容に沿ってご提出ください。

郵便はがき

231-8790

005

料金受取人払郵便

横浜港局  
承認

2480

差出有効期限  
令和8年  
2月27日まで  
(切手不要)

見本

(受取人)  
横浜市中区本町6-50-10  
横浜市政策経営局 経営戦略課 行



●該当する項目にチェック、記入をお願いします。

#### ■住所

横浜市 \_\_\_\_\_ 区

横浜市外

#### ■年代

~10歳代(未成年)  30歳代  60歳代

~10歳代(成人)  40歳代  70歳代

20歳代  50歳代  80歳代~

- ・ご意見の内容は、本市の考え方とともに、個人情報を除き、後日ウェブページで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ・ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付や個別の回答はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ使用します。

切り取り線



横浜市

横浜市政策経営局経営戦略課

TEL:045-671-2010

FAX:045-663-4613

令和7年12月作成

## 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子と横浜市防犯のまちづくり 推進プラン(仮称)素案のパブリックコメント実施について(情報提供)

### 1 背景・概要

特殊詐欺などの増加による犯罪情勢の変化や、人口減少、少子高齢化の進展といった社会的変化に対応するため、市の責務を明確化し、市民や事業者とともに安心して安全なまちづくりを進めることを目的とする条例を制定します。また、条例の目的達成と実効性を担保し、体系的な防犯施策を推進するための計画づくりを進めています。条例案の骨子及び防犯計画の素案について、皆様の多様な意見を反映するため、パブリックコメントを実施します。

#### (1) 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

市の基本理念を示し、市の責務や事業者・市民の役割を明確化するとともに、地域との協働による犯罪抑止と防犯のまちづくりの方向性を定める条例です。

#### (2) 横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案

【期間 2026(令和8)～2029(令和11)年度<第1期>

先端技術の活用による防犯インフラ整備をはじめ、市民、地域、事業者、そして行政が一丸となって、犯罪を防止し、安心して安全なまちづくりを進めていくための、今後4年間の施策を体系化した計画です。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 スケジュール今後の取組予定等

#### (1) パブリックコメント実施期間

2026年1月9日(金)～2月22日(日)

#### (2) 主な周知方法

- ・広報よこはま1月号
- ・市HP(防災・救急>防犯>お知らせ)
- ・各区役所 広報相談係
- ・市民情報センターでのチラシ配布

#### (3) パブリックコメント後のスケジュール

2026年3月 : 意見公募結果を公表

2026年5月～6月 : 令和8年第2回市会定例会へ上程

### 4 参考資料

参考1 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

参考2 横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案 概要版

参考3 チラシ(市民意見募集の実施について)

参考4 意見投稿用紙(郵送・FAX等でご活用ください)

市民局地域防犯支援課

担当 川口

電話 045-671-3705/FAX 045-664-0734

メール sh-anshinzen@city.yokohama.lg.jp

# 横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子

名称 「横浜市防犯のまちづくり推進条例」 (仮称)

概要 **市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにし、防犯のまちづくりを推進することを目的とします。**

(※事業者や市民の皆さまに義務を課したり、権利を制限したりする内容ではありません。)

## 条例案の骨子

目的	横浜市における犯罪の防止に関し、市の責務、事業者及び市民の役割を明らかにすること。防犯のまちづくりを推進するために必要な事項を定め、もって安心して安全な住みよい地域社会の実現を総合的かつ計画的に推進すること など
基本理念	市、事業者及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、協働して防犯に取り組むこと など
本市の責務	目的を達成するため、関係機関と連携すること。防犯のまちづくりに関する施策を策定し、実施すること
事業者の役割	事業活動に当たり、犯罪被害防止のための必要な措置を講じること。市の施策に協力するよう努めること
市民の役割	自らの犯罪被害を防止するために必要な措置を講じること。他の市民に犯罪被害が及ばないように留意すること。市の施策に協力するよう努めること
計画の策定	市長は、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯のまちづくりに関する基本的な計画を定めること。計画の策定にあたっては、市民、事業者等の意見を反映できるよう必要な措置を講じること
施策の推進	市長は、データ分析やデジタル技術の活用等に積極的に取り組み、市民、事業者等の意識の啓発を推進し、相互に連携と協力を図るよう努めること など

# 横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案 概要版

## 1 計画策定の経緯

### 本市におけるこれまでの防犯の取組と成果

#### 「よこはま安全・安心プラン」(平成17年策定)

横浜市では、平成17年に「よこはま安全・安心プラン」を策定し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、市民一人ひとりが防犯の主体となる自主防犯力の強化を掲げました。この計画では、行政だけでなく、市民、事業者、警察、学校など地域に関係する多様な主体が連携し、地域ぐるみで犯罪を防ぐ仕組みづくりを推進してきました。

#### 主な取組内容

- ・LED防犯灯の整備(約18万灯)
- ・地域主体による防犯活動の支援
- ・地域防犯カメラの設置補助
- ・様々な場面を活用した啓発活動

#### 成果

これらの取組により、刑法犯認知件数は、戦後最高を記録した平成16年の74,667件から令和3年には12,746件へと、約6分の1にまで減少し、一定の成果がありました。

## 2 今日的な課題

### 犯罪情勢の変化(脅威)

近年、横浜市を含む全国的な犯罪情勢は大きく変化しており、犯罪の手口が多様化・巧妙化しています。

- ・特殊詐欺やSNSを悪用した詐欺の増加
- ・いわゆる「闇バイト」などによる凶悪事件の発生
- ・刑法犯認知件数の再増加(令和4年以降)

### 社会の変化(背景)

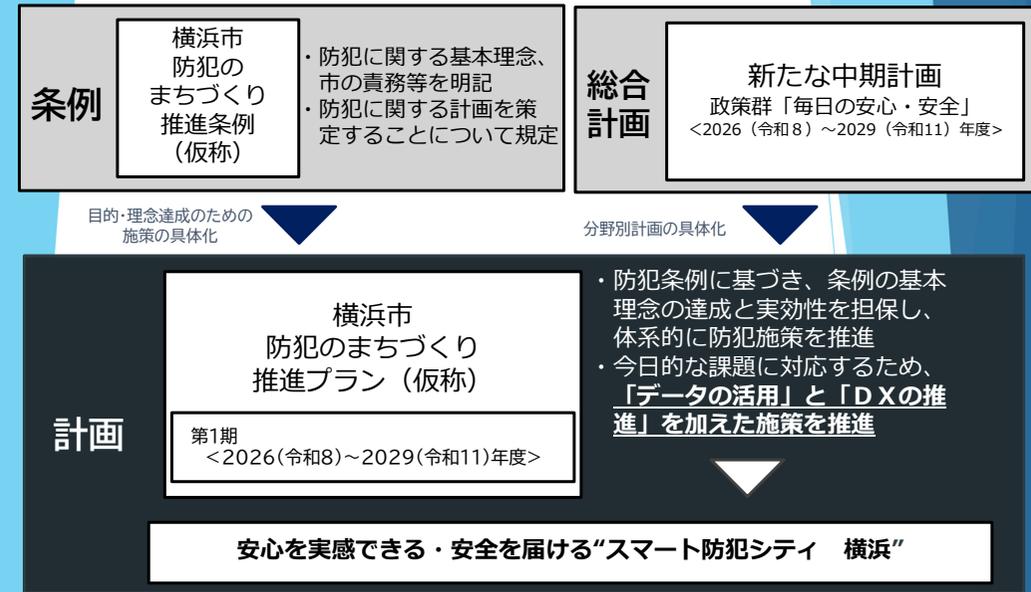
現代社会の構造変化により、地域防犯活動を取り巻く環境は大きく変化しています。

- ・少子高齢化の進行と世帯構造の変化
- ・地域コミュニティの希薄化

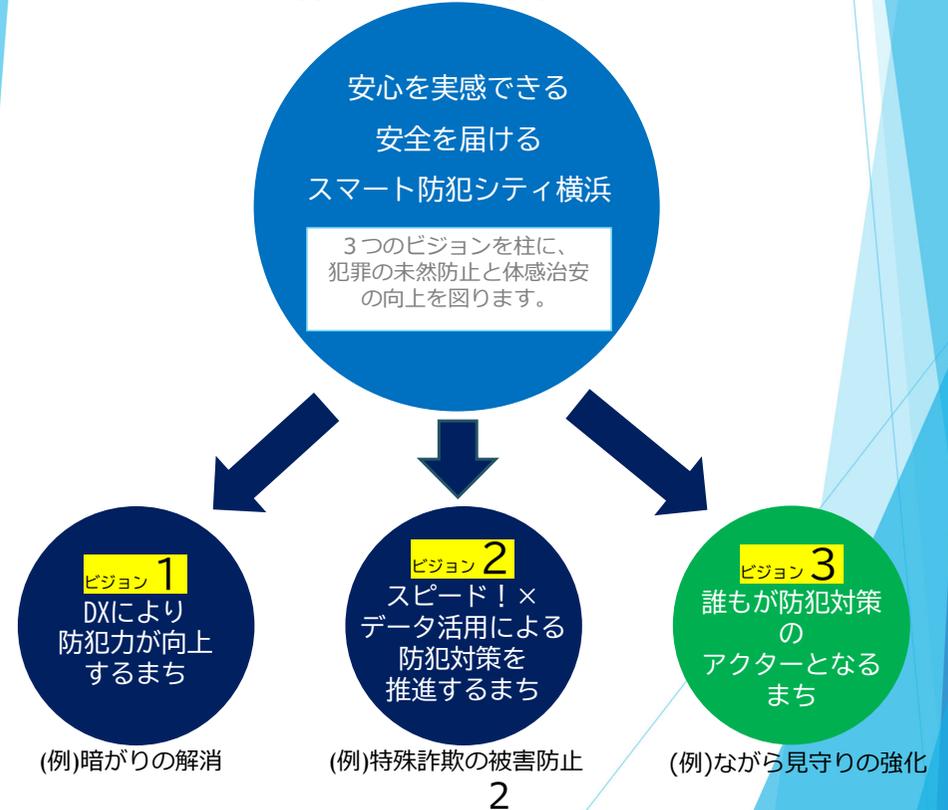
### 防犯条例・新たな防犯計画の必要性

- ・自治会・町内会の加入率が年々低下しており、地域コミュニティの再構築が求められる一方、従来の地域支援型の取組だけでは急速に変化する社会や犯罪手口の多様化に十分対応できないおそれがあります。
- ・市の責務を明確化し、防犯に関する基本的な考え方と取組方針を示すために新たな防犯条例を制定し、その条例に基づいて市が主導して防犯対策を体系的かつ計画的に推進するための行動計画を策定する必要があります。
- ・行動計画の実施にあたり、市民・地域・事業者・警察、そして行政が一丸となって、持続可能な安心・安全な防犯のまちづくりを実現します。

## 3 新たな防犯計画の方向性



### スマート防犯シティを実現する3つのビジョン



## ビジョン1 DXにより防犯力が向上するまち

### <現状と課題>

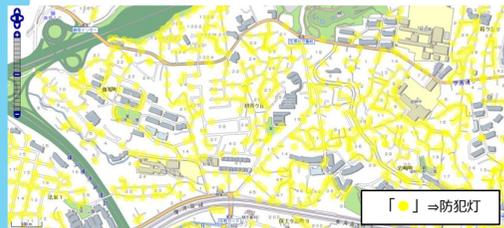
- ・夜間の暗い道路に対する不安感
- ・地域防犯活動の担い手不足
- ・子ども・高齢者を狙った犯罪と体感治安の悪化

### <解決の方向性>

- ・安心を実感できる環境の構築
- ・防犯情報を可視化し、地域の安全を「見える化」

### <取組案>

暗がりの解消



防犯灯の位置情報を記載した地図データ（イメージ）

### <市民意識>

防犯上不安を感じる場所	
夜間の道路（暗い道など）	71.7%
繁華街・歓楽街	58.2%
ネット空間（SNSなど）	39.6%
駅やその周辺	36.5%
公園や広場	29.6%
自宅	29.2%
通学路	11.8%
集合住宅の共用部	11.7%

地域の防犯活動への参加経験	地域の防犯活動へ参加しない理由
・以前は参加していたが今は参加していない ・参加したことがない	時間的に余裕がない 41.0%
67.5%	防犯活動の情報が届いていない 34.9%
	参加したいが、どのような活動があるのかわからない 29.6%

【出典】防犯意識に関するアンケート結果

※ナッジ (nudge) とは、人々の行動を自然に望ましい方向へ促す工夫のことです。強制や命令ではなく、選択の自由を残しつつ、ちょっとした「きっかけ」や「仕掛け」で行動を変える方法です。

## ビジョン3 誰もが防犯対策のアクターとなるまち

### <現状と課題>

- ・地域防犯活動の担い手不足（再掲）
- ・防犯活動の属人化
- ・参加機会の不足

### <解決の方向性>

- ・誰もが自然に防犯に関わる環境整備
- ・多様な主体による協働
- ・防犯活動情報の発信
- ・夜間の安心感を高めるための防犯力の強化

### <取組案>

ながら見守りの強化



横浜地域活動・ボランティア情報サイト「よこむすび」

### <市民意識（再掲）>

地域の防犯活動への参加経験	地域の防犯活動へ参加しない理由
・以前は参加していたが今は参加していない ・参加したことがない	時間的に余裕がない 41.0%
67.5%	防犯活動の情報が届いていない 34.9%
	参加したいが、どのような活動があるのかわからない 29.6%

【出典】防犯意識に関するアンケート結果

## 4 ロードマップ

2026（令和8）年 5月頃 条例の議案の上程・計画原案の策定

2026（令和8）年 条例の施行とともに計画開始

## ビジョン2 スピード！×データ活用による防犯対策を推進するまち

### <現状と課題>

- ・情報伝達の世代間ギャップ
- ・防犯に関心が薄い層への情報伝達
- ・犯罪リスクの多様化

### <解決の方向性>

- ・防犯情報の発信手段の多様化
- ・SNSの即時性を活かした注意喚起と地図データによる防犯情報の「見える化」
- ・行動変容を促す効果的な情報発信

### <取組案>

特殊詐欺の被害防止

【表】

【裏】



ナッジを活用した特殊詐欺被害防止啓発チラシ（R6）

# 横浜市防犯のまちづくり推進条例 及びプラン(仮称)案について、 皆様のご意見を募集します！

意見募集期間：令和8年1月9日(金)～2月22日(日)



あなたの声が“安心・安全なまち”  
よこはまを作ります！

横浜市市民局  
地域防犯支援課

住 所：神奈川県横浜市中区本町  
住 所：6丁目50番地の10 横浜市庁舎12階  
電 話：045-671-3705  
メー ル：sh-anshinzen@city.yokohama.lg.jp

詳細は  
こちら！



# 横浜市防犯のまちづくり推進条例及びプラン(仮称)案 について市民の皆様からご意見を募集します！

(パブリックコメント)意見募集期間：令和8年1月9日(金)～令和8年2月22日(日)

## 1 経緯

横浜市では、平成17年に「よこはま安全・安心プラン」を策定し、“自分たちのまちは自分たちで守る”という自主防犯力の強化を掲げ、地域と行政の連携による防犯対策を推進してきました。

しかし近年、犯罪の手口は多様化・巧妙化し、刑法犯認知件数も増加に転じています。さらに、少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、防犯活動の担い手確保が困難となっています。こうした今日的な課題に対応するため、市の責務を明確化した防犯条例を制定し、体系的な防犯対策を進める新たな防犯計画を策定します。つきましては、本案に対する市民意見（パブリックコメント）を募集します。ぜひ皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

## 2 資料の公表方法

本意見募集の内容及び資料は、次の本市ウェブサイト（右の二次元コードを読み込み）に掲載します。併せて、各区役所 広報相談係、市民情報センター（市庁舎3階）及び担当窓口（連絡先等は本ページ末尾を参照）にて、令和8年1月9日(金)から2月20日(金)まで資料を配布・配架します。

(URL) <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/oshirase1/test.html>



## 3 意見の提出方法

### (1) 募集期間

令和8年1月9日（金）～令和8年2月22日（日）（必着。郵送の場合は左記の期間内の消印有効。）

### (2) 提出方法

次の①から④のいずれかの方法により意見を提出してください。なお、電話での意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

#### ①オンライン入力フォーム

右の二次元コードを読み込み、本市の電子申請・届出システムから提出してください。

#### ②電子メール

意見投稿様式（上記2の本市ウェブサイトからダウンロード）に、意見を入力の上、次の電子メールアドレスに送信してください。

電子メールアドレス：[sh-anshinzen@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-anshinzen@city.yokohama.lg.jp)



#### ③郵送又は持参

意見投稿様式に意見を記入の上、担当窓口（本ページ下段）まで郵送又は持参いただき、提出してください。（持参される場合は、平日8：45～12：00、13：00～17：15にお越しください。）

#### ④ファクシミリ(FAX)

別添の意見投稿様式に意見を記入の上、次のFAX番号に送信してください。

FAX番号：045-664-0734

### (3) 留意事項（次の事項を予め承知ください。）

- ・意見への個別の回答はいたしません。
- ・お寄せいただいた意見は、本件の目的のみに使用し、意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用させていただきます。

## 4 今後のスケジュール

今回の意見募集に提出いただいた意見とそれに対する本市の考えは、上記2の資料の公表方法と同様に、本市ウェブサイト、各区役所区政推進課等にて令和8年3月ごろの公表を予定しています。市民の皆様からの意見を踏まえて更に検討を進め、令和8年5月ごろの市会に条例を議案として上程、計画(プラン)原案を策定する予定です。

### ◆担当窓口（意見提出先／問合せ先）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎12階

横浜市 市民局 地域防犯支援課

電話：045-671-3705（平日8:45～17:15）Email：[sh-anshinzen@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-anshinzen@city.yokohama.lg.jp)

# 意見投稿用紙

令和 年 月 日

市民局地域防犯支援課 宛て

横浜市防犯のまちづくり推進条例(仮称)案 骨子、横浜市防犯のまちづくり推進プラン(仮称)素案について、以下のとおり意見を提出します。

(別紙に記載する場合は「別紙に記載」と明記し、意見を記載した別紙を添付してください。)

<p>ご意見を記入される方について（該当する項目にチェックをつけてください。）</p> <p>【居住】 <input type="checkbox"/>青葉区、<input type="checkbox"/>旭区、<input type="checkbox"/>泉区、<input type="checkbox"/>磯子区、<input type="checkbox"/>神奈川区、<input type="checkbox"/>金沢区、<input type="checkbox"/>港南区 <input type="checkbox"/>港北区、<input type="checkbox"/>栄区、<input type="checkbox"/>瀬谷区、<input type="checkbox"/>都筑区、<input type="checkbox"/>鶴見区、<input type="checkbox"/>戸塚区、<input type="checkbox"/>中区、<input type="checkbox"/>西区 <input type="checkbox"/>保土ヶ谷区、<input type="checkbox"/>緑区、<input type="checkbox"/>南区、<input type="checkbox"/>横浜市外</p> <p>【性別】 <input type="checkbox"/>女性 <input type="checkbox"/>男性 <input type="checkbox"/>回答しない</p> <p>【年代】 <input type="checkbox"/>20歳未満 <input type="checkbox"/>20～29歳 <input type="checkbox"/>30～39歳 <input type="checkbox"/>40～49歳 <input type="checkbox"/>50～59歳 <input type="checkbox"/>60～69歳 <input type="checkbox"/>70歳以上</p>
<p>意見の内容 ※条例、プラン(ビジョン1～3等)についてご意見願います。</p>

- ※1：法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者の肩書及び氏名を記載してください。
- ※2：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、別紙に記載する場合は、ページ番号を明記してください。
- ※3：御提出いただいたご意見の結果は、後日公表させていただきます。
- ※4：ご意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見はお受けしていません。また、御提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねます。あらかじめ御了承ください。
- ※5：御提出いただいたご意見は、個人情報保護に関する法律に則り、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ※6：電子メール、郵送又は市民局地域防犯支援課への持参、ファクシミリ(FAX)にてご提出ください。  
【送付先】 市民局 地域防犯支援課  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地1012階  
FAX：045-664-0734  
電子メール：sh-anshinanzen@city.yokohama.lg.jp

## 自治会町内会ポータル運用開始について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

令和 8 年 4 月から、自治会町内会ポータルの運用を開始します。

これにより、地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。(従来通り、紙での申請も可能です。)

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 自治会町内会ポータルの概要

#### (1) オンライン申請可能な項目

##### ① 補助金申請

- ・ 地域活動推進費補助金
- ・ 地域防犯灯維持管理費補助金
- ・ 町の防災組織活動費補助金

##### ② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

##### ③ 委嘱委員の推薦届出

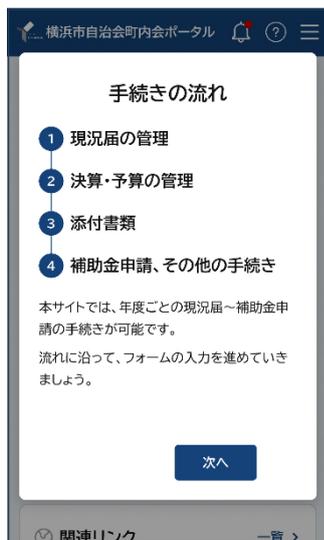
##### ④ 防犯灯新設・移設に係る申請

#### (2) 今後のスケジュール

2 月～3 月 区より自治会町内会へポータルログイン用の初期 ID・パスワードを配付

4 月 1 日 ポータルの運用開始予定

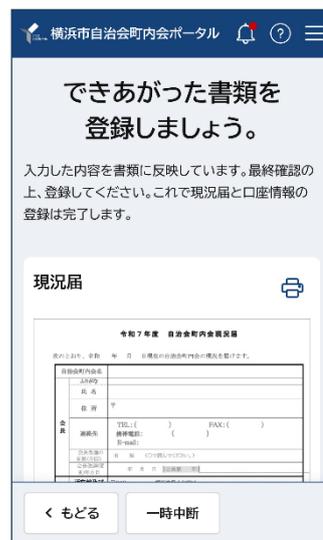
#### (3) 画面イメージ（スマートフォン版） ※画面は開発中のものです。



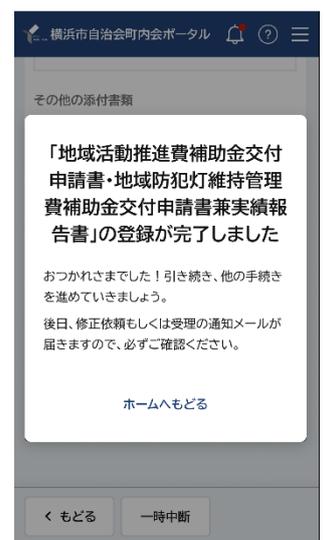
手続きのご案内画面



申請する補助金の確認画面



作成書類の確認画面



完了画面

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

## 横浜市子ども会連絡協議会第 36 回「子ども会書道展」について【出席依頼】

### 1 事業の趣旨

子ども会活動の一環として、書道を通して親子の交流や、作品を通しての相互の親睦を深めることを目的としています。

### 2 お願いしたいこと

【市連長】出席のご依頼（登壇、表彰状の授与及び祝辞あり）

### 3 日時

令和 8 年 3 月 7 日（土）14：00 から

### 4 会場

横浜市市民文化会館 関内ホール 大ホール

所在地：横浜市中区住吉町 4 丁目 42-1

電 話：045-662-1221

### 5 表彰式内容（予定）

- (1) 開会
- (2) 子ども会長あいさつ
- (3) 講評
- (4) 賞状授与（市長賞、子ども会連絡協議会長賞、市町内会連合会長賞等）
- (5) 来賓祝辞（市会議長、こども青少年局青少年部長、市町内会連合会長等）
- (6) 来賓紹介
- (7) お礼のことば
- (8) 閉会

### 6 作品展示期間・会場

令和 8 年 3 月 6 日（金）9：00 から 20：00 まで

令和 8 年 3 月 7 日（土）9：00 から 15：30 まで

※横浜市青少年育成センター第 1 研修室（中区住吉町 4 丁目 42-1）で  
作品を展示していますので、お時間があれば、ぜひ御覧ください。

連絡先：横浜市こども青少年局青少年育成課 東、犬嶋  
TEL 045-671-2324 FAX 045-663-1926

## 令和 7 年度横浜市青少年指導員大会について【出席依頼】

### 1 事業の趣旨

青少年の健全育成の推進役として活動している青少年指導員に対し、永年勤続者への表彰を通して、その志気を高揚するとともに、記念講演での学びを地域における今後の活動の活性化に活かす目的で開催します。

### 2 お願いしたいこと

【市連長】出席のご依頼（登壇及び祝辞あり）

【区連長】出席のご依頼（御紹介あり）

### 3 日時

令和 8 年 3 月 15 日（日） 午後 1 時 30 分から 4 時 00 分まで

### 4 会場

横浜市市民文化会館 関内ホール 大ホール

所在地：横浜市中区住吉町 4 丁目 42-1

電話：045-662-1221

### 5 参加者

約 1,000 人

### 6 内容

#### (1) 式典（13:30～14:30）

開会のことば、市歌斉唱、あいさつ

永年勤続者顕彰（35 年、30 年、25 年、20 年、15 年、10 年）

来賓祝辞、来賓紹介

#### (2) 記念講演（14:40～16:00）

講師：遠藤 美季 氏

テーマ：SNS・インターネットと子どもたちの今

～安全・健全な利用のためにできること～（予定）

### 【確認事項】

① 市連会長には登壇・紹介・祝辞を依頼いたします。

② 各区連合会会長様には、登壇や祝辞のご依頼はございませんが、当日ご紹介させていただきます。後日、改めてご案内状を送付いたします。